

## 東邦パソコン・コンピュータ接続サービス規定

### I. (一括データ伝送サービスの取扱)

一括データ伝送サービスの利用を申込むにあたっては、別途サービス種別に応じた契約書等を双方で契約締結するものとします。

### II. 1 (資金移動サービス取引)

- (1) 資金移動サービスは、契約者ご本人（以下「お客さま」といいます。）からのパソコンおよび専用端末機等（以下「パソコン」といいます。）による依頼にもとづき、指定されたお客さま名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）からご指定金額を引落しのうえ、あらかじめお客さまが指定した当行本支店および他行の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）へ入金する場合に利用することができるものとします。
- (2) パソコンによる依頼は、お客さまが占有管理するパソコンを使用して送信して下さい。
- (3) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
  - ①支払指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
  - ②支払指定口座と入金指定口座とが異なる場合、もしくは異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。
  - ③1回の振替または振込により入金できる最大の金額は、申込書により指定された振込限度額の範囲内とします。
- (4) 受付日の翌営業日以降の振替・振込を依頼する場合は、当行所定の営業日までの間で取扱日を指定できるものとし、振替・振込の「予約」として取扱います。
- (5) 入金指定口座の指定方法は、お客さまがあらかじめ当行へ入金指定口座を届出る方法（以下「事前届出方式」といいます。）、およびお客さまが依頼の都度入金指定口座を指定する方法（以下「都度指定方式」といいます。）により取扱います。ただし、都度指定方式は振替・振込の予約の場合に限るものとします。

### 2. (振替または振込の受付等)

- (1) 資金移動サービスにより振替または振込を依頼する場合は、当行が定めた電話番号あてに送信を行い、当行の定める方法および操作手順にもとづいて所定の内容をパソコンにより操作して下さい。
- (2) 当行で受信した加入者番号および暗証番号が、当行があらかじめ指定した加入者番号および届出の暗証番号と一致した場合には、当行は送信者をお客さまとみなします。
- (3) ご依頼の内容については、当行が1件毎に意思確認コードを受信した時点で受付し、確定するものとします。
- (4) 振替・振込の依頼内容が確定した場合は、当行は即座に支払指定口座から振替金額または振込金額を引落しのうえ、当行所定の方法で振替または振込（通知預金は利息を含みます。）の手続きをいたします。
- (5) 振替・振込の予約の依頼内容が確定した場合は、ご指定の取引日（以下「指定日」といいます。）に支払指定口座から振替金額または振込金額を引落しのうえ、当行所定の方法で入金指定口座へ振替または振込の手続きをいたします。ただし、指定日の当行営業開始時において、振替金額または振込金額が指定口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる金額を含む。当該口座からの引落しが複数ある場合、引落す順序は当行の任意とし、他の引落しを優先したときはその引落し後の金額とします。）を超える場合には、当行は、お客さまに通知することなく当該予約はなかったものとして、振替・振込のお取扱いはいたしません。
- (6) 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定、通知預金規定または東邦カードローン規定にかかるわらず、預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしで自動的に引落す方法によります。
- (7) 資金移動サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。
- (8) 以下の各号に該当する場合は、資金移動サービスのお取扱いはできません。
  - ①受付時に、振替金額または振込金額が支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。

- ②受付時に、振替金額あるいは振込金額が入金指定口座の振込限度額を超えるとき。
- ③支払指定口座あるいは入金指定口座が解約済のとき。
- ④お客さまから支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったとき。
- ⑤差押等やむを得ない事情があり、当行が支払あるいは入金を不適当と認めたとき。
- (9) 入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額または振込金額を当行所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻れます。
- (10) 振替・振込の予約を取り消す場合は、指定日の前営業日までにパソコンで取消依頼を行って下さい。
3. (手数料等)
- (1) 取扱手数料は当行所定の手数料を支払っていただきます。
- (2) 資金移動サービスにより振込む場合には、当行所定の振込手数料を支払っていただきます。
- (3) 振込取引で前条第9項の取扱いをした場合は、当行所定の手数料を支払っていただきます。
- (4) 手数料は、当行所定の振替日に預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしで指定預金口座から自動的に引落します。
4. (取引内容の確認)
- (1) この取扱いによる取引後は、すみやかに普通預金通帳等への記入やインターネットバンキングの入出金明細等により取引内容を照合して下さい。万一、取引内容・残高に相違がある場合は直ちにその旨をお取引店へご連絡下さい。
- (2) 取引内容・残高に相違がある場合において、お客さまと当行の間で疑義が生じたときは、当行の機械記録等の内容をもって処理させていただきます。
5. (暗証番号の管理)
- 可変暗証番号は、操作者と管理者が別々に管理して下さい。
6. (免責条項)
- (1) 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通により取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。なお、当行が意思確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取引内容をお取引店にご確認下さい。
- (2) この取扱いによる振替または振込依頼の受付の際送信された加入者番号、暗証番号および受取人番号と、当行があらかじめ指定した加入者番号、届出の暗証番号および受取人番号につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (3) 当行以外の金融機関の店舗廃止または全銀センターでの送信規制中等により振込みが不能となった場合、あるいは、組戻不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
7. (届出事項の変更等)
- 暗証番号、指定口座等届出内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直ちにお届け下さい。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
8. (解約)
- (1) 当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。
- (2) 1年以上にわたりこの取扱いによる振替または振込が発生しない場合、当行はあらかじめ書面で通知のうえ、その取扱いを中止することができますので、ご了承下さい。なお、お客さまからの解約の通知は銀行所定の書面によるものとします。
- (3) お客さまに以下の事由が一つでも生じたときは、銀行はいつでも、お客さまに事前の通知をすることなく本契約に基づく全部または一部のサービスを停止することができます。
- ①銀行に支払うべき手数料を滞納した場合
- ②お客さまが銀行の取引規定に違反した場合等、銀行がサービス停止を必要とする相当の事由が生じた場合。
- (4) お客さまに以下の事由が一つでも生じたときは、銀行はいつでも、お客さまに事前の通知をすることなく本契約を解約することができます。
- ①住所変更の届出を怠るなどにより、銀行においてお客さまの所在が不明になったとき。
- ②支払の停止または破産もしくは民事再生手続開始等の申立てがあったとき。
- ③相続の開始があったとき。

## 9. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）・通知預金規定・当座勘定規定・当座勘定貸越約定書・東邦カードローン規定により取扱います。

## 10. (規定の変更)

- (1) 当行は、法令の定めに従い、お客さまの一般の利益に適合するとき、または、その他相当の事由がある場合で、当行とお客さまが契約した目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することが出来ます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。
- (3) 当行の任意の変更により損害が生じた場合であっても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

## 11. (契約期間)

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、お客さままたは当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 12. (照会サービス)

当行から照会サービスにより回答済みの内容について、お支払指定口座への振込依頼人からの訂正依頼があった場合またはその他取引内容に変更があった場合には、回答済みの内容を取消または変更することができますので、ご了承下さい。

## III. (暗証番号等の機械登録)

1. 本サービスに係る暗証番号・パスワード・ファイルアクセスキー（以下「暗証番号等」といいます。）について、お申込日（変更の場合は変更のお申込日）から1年を経過する日までに異議のお申出がない場合は、登録書どおり正しく機械登録されたものとさせていただきます。
2. 本サービスに係る暗証番号等は、セキュリティの面から機械登録による保存とし、登録書での保存は行いません。

以上

（2025年10月1日現在）